申告が必要な人

事業をしている人、土地や建物を貸し付けている人などで、平成23年中の所得の合計が、所得控除（基礎控除・配偶者控除・扶養控除など）の総額を超える人が対象です。会社員でも、

▼年収2千万円を超える人

▼給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える人

▼2カ所以上から給与をもらっている人

▼会社役員などで、その会社から給与の他に貸し付け金の利子や土地などの賃借料、使用料の支払いを受けている人

は申告をしなければなりません。

この他にも、

▼厚生年金や国民年金などの年金をもらっている人

▼土地や建物を売って譲渡所得があった人

▼年の途中で退職し、再就職しなかった人（年末調整を受けなかった場合）

なども申告の必要があります。

所得税が戻ってくるかも!?

申告義務がない人でも、申告をすれば所得税の一部が戻る場合があります。

▼**医療費控除**…平成23年中に支払った医療費から、保険などで補てんされた金額を引いた金額が、所得の5パーセントまたは10万円のいずれか少ない金額以上あった場合

▼**住宅借入金等特別控除**…平成23年中に10年以上のローンを利用して住宅を新築、購入、増改築をした場合

▼**雑損控除**…資産が災害、盗難、横領などで損失が生じた場合と災害に関連した支出がある場合

こんな人は特設申告会場へ

所得税、個人事業者の消費税および地方消費税、贈与税の申告をする人は、ＪＡ掛川市茶業研修センター（掛川市千羽６０９－１）にお越しください。

期　間　2月6日(月)～3月15日(木)（平日のみ）

時　間　9時～17時（申告書作成に時間が掛かりますので、16時までにご来場くださるようお願いします）

昨年中にマイホームを新築・購入した人

平成23年中に住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、購入した人で「住宅借入金等特別控除」を受ける人を対象に、申告書作成を指導します。

期　間　2月6日(月)～2月15日(水)（平日のみ）

時　間　9時～17時（12時～13時までは受け付けません）

持ち物　印鑑、平成23年分給与の源泉徴収票（給与所得者）、住民票の写し、家屋の登記事項証明書、工事請負契約書（写）、売買契約書（写）、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など

会　場　ＪＡ掛川市茶業研修センター

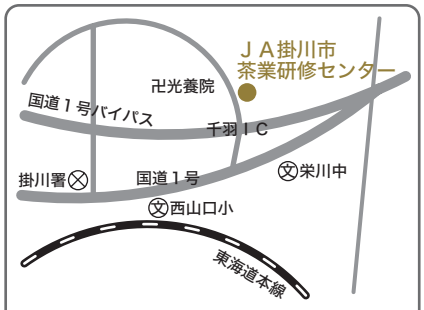

国道１号掛川バイパス
「千羽ＩＣ」北

※「住宅借入金等特別控除」の事前指導を受ける人は、事前に照会先へ連絡の上、持ち物などを確認してください。

ＰＣ申告してみよう

インターネットを家庭で利用している人は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から申告書をダウンロードし、作成すると便利です。

ｅ－Ｔａｘ（国税電子申告・納税システム）による申告もできます。ただし、利用する場合は、事前に「電子証明付きの住民基本台帳カード」と市販されている「カードリーダー」が必要となります。

国税庁ホームページ

URL http://www.nta.go.jp/

申告会場へお持ちいただく物

①印鑑

②給与・年金の源泉徴収票（原本）

③国民健康保険税の支払い金額が分かるもの

④社会保険料、国民年金保険料や生命保険料などの控除、地震・旧損害保険料控除の証明書

⑤営業・不動産・農業所得のある人は、収支内訳書（租税公課は、固定資産税課税明細書で確認してください）

⑥医療費控除を受ける人は、医療費の領収書と補てん金の分かるもの（人、病院ごとに計算したもの）

⑦雑損控除を受ける人は、損害により支出した領収書・保険などで補てんされる金額の分かるもの

⑧障害者控除を受ける人は、障害者手帳

⑨還付申告をされる人は、申告者本人名義の振込先口座番号が分かるもの